

経営あんしん資金

【経営改善おうえん特例】

この資金の特徴

- ☒ 低利で、新規の運転資金を追加しつつ、**県制度融資の既存の借入金を借り換える**ことができます。

次のような方が対象です

- 売上高や利益率が5パーセント以上減少しており、県制度融資の毎月の返済負担を軽減させたい。

融資条件

		運転資金
借換えの対象となる資金		県制度融資のうち借換対象資金^(※1) 融資実行日から1年以上経過している資金に限ります
限度額		8,000万円 既往借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の範囲内
利率	5年超10年以内	年1.4%以内
	3年超 5年以内	年1.3%以内
	1年超 3年以内	年1.2%以内
		令和6年7月1日現在の利率です。(固定金利)
期間・償還方法		1年超10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める
保証人		個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要
信用保証		付する〔保証料 SN保証5号 年0.68%以内 一般保証 年0.45～1.64%以内 〕 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる

資金使途

運転資金のみ

融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金(複数の借入れを一本化する場合にあっては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金を含めることができます。)。ただし、納税に充てる資金、転貸資金等は融資対象になりません。

※1 借換対象資金(県制度融資に限る。)

事業資金(短期貸付を除く。)、小規模事業資金(借換制度によるものを含む。ただし借換制度により再借換えしたものは除く。)、起業家育成資金、**女性・若者経営者支援資金**(旧女性経営者支援資金)、設備投資促進資金(旧企業成長サポート資金、旧企業成長設備資金)、産業創造資金(**エネルギー対策強化融資、経営革新計画促進融資、事業承継資金、産業立地資金**を含む)、経営安定資金、経営あんしん資金、**新型コロナウイルス感染症対応資金、経営支援特別融資、スーパーサポート資金**、借換資金(再借換を除く。)、緊急借換資金(再借換を除く。)、伴走支援型経営改善資金(太字の資金は、廃止資金のため新規の貸付は行っておりません。)

融 資 対 象 者

経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】は次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び中小企業組合を対象としています。

1 次の区分のうちいずれかに該当する者。

区分	融資対象者の条件	備考
①SN保証5号	SN保証5号の認定 ^(※2) を受けている方。	※2 認定基準については各市町村の商工担当課にお問い合わせください。
②一般保証	最近1か月 ^(※3) の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方。	※3 記入日時点から遡ること3か月間のうちいずれかの月を「最近1か月」とします。
	最近1か月 ^(※3) の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方。	
	最近1か月 ^(※3) の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方。	
	直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方。	
	最近1か月 ^(※3) の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方。	
	最近1か月 ^(※3) の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方。	
	直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方。	

2 申込み時において、融資実行日から1年以上経過している借換対象資金（表面※1）の融資残高があり、かつ、その資金が2回借換えられていない。

3 借換資金の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある。

なお、借換資金、緊急借換資金又は借換制度利用後の小規模事業資金を借り換える場合は、借換え前と比べて毎月の元金返済額が軽減されることが必要です。

4 信用保証対象業種^(※4)を営んでいる。

※4 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業（一部例外あり）、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

5 事業税等を滞納していない。

6 事業に必要な許認可等を取得している。 等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書（県所定様式1ー2）	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等（納期限が到来している場合）	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書（決算書）の写し	・1期目の確定申告又は決算が終了していない場合は不要
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書（ひな形：県所定様式28）	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・事業計画書（県所定様式6） ・セーフティネット保証の認定書（SN保証5号の場合） ・売上高減少要件確認書（売上高減少要件用（県所定様式44ー1）、売上高総利益率減少要件用（県所定様式44ー2）又は売上高営業利益率減少要件用（県所定様式44ー3）のいずれか）（区分②の場合）
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

取扱金融機関

（商工会議所・商工会では受付できませんので御注意ください）

取 扱 金 融 機 関

既往借入金と同一の金融機関

（日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。）

お問い合わせはこちらまで

・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3ー15ー1 埼玉県庁本庁舎5階

・取扱金融機関



詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。 [埼玉県制度融資で検索](#)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>